

V セルフメディケーション税制

<セルフメディケーション税制とは>

① 概要

健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。対象となる医薬品には下記のマークが付されています。



セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は限定列举されており、厚生労働省のホームページで確認することができます。下記はその一例です。

スイッチOTC医薬品例

販売名	製造販売業者名	成分名
イブ	エスエス製薬株式会社	イブプロフェン
エアーサロンパスDX	久光製薬株式会社	フェルビナク
ガスター10	第一三共ヘルスケア株式会社	ファモチジン
サロンパスEX	久光製薬株式会社	インドメタシン
新ルルAゴールドs	第一三共ヘルスケア株式会社	ブロムヘキシン
ナロンエース	大正製薬株式会社	イブプロフェン
バファリンプレミアム	ライオン株式会社	イブプロフェン
パブロンS	大正製薬株式会社	ブロムヘキシン
ムヒAZ錠	日東薬品工業株式会社	アゼラスチン
龍角散せき止め錠	小林薬品工業株式会社	ブロムヘキシン
ルルアタックEX	滋賀県製薬株式会社	イブプロフェン、ブロムヘキシン
ロキソニンS	第一三共ヘルスケア株式会社	ロキソプロフェン

※厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)より抜粋

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。選択した控除を更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

② 「健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組」として下記のいずれかの実施が必要です。

- 1 保険者(健康保険組合、市区町村国保等)が実施する健康診査【人間ドッグ、各種健(検)診等】

- 2 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
 - 3 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
 - 4 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
 - 5 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
 - 6 市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- （なお、これらに係る費用自体はセルフメディケーション税制の対象費用にはなりません）

<医療費控除との選択適用>

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

先に記載しましたとおり、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。控除額が大きくなる方を選択適用します。

医療費の額が10万以下の人は医療費控除の適用を受けることができませんが、セルフメディケーション税制は下限が12,000円と下がっており、この適用なら受けられる対象者は増えると思われます。

イメージ図

